



花火・火遊びによる火災防止

花火は楽しく安全に遊びましょう

夏の風物詩でもある花火は見てもやっても楽しいものです。しかし、ルールやマナーを守らなければ思わぬ火災や、やけどを負うなどの事故につながります。安全に花火を楽しむため、正しい使い方と周囲への配慮を心がけましょう。

花火で遊ぶ時の注意点

大人と一緒に遊びましょう

子どもたちだけで花火で遊び、事故を起こした例が少なくありません。大人が積極的に参加して花火の正しい遊び方を指導してください。



水バケツを用意しましょう

終わった花火は水バケツにつけましょう。火災の危険を防ぐだけでなく、燃えカスなどで庭や道路を汚さず片づけることができます。

ご近所の迷惑にならないようにしましょう

住宅街で花火をするのは、ご近所トラブルの原因にもつながります。人の迷惑にならない時間と場所を選んで遊びましょう。

SFマーク付きおもちゃ花火を使用しましょう

(公社)日本煙火協会の検査所では、火薬類取締法に適合しているか否かを見る「基準検査」、また、花火の構造、燃焼現象、使用方法に係わる表示を確認し、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」を実施しています。これらの検査に合格したおもちゃ花火には、SFマークが付されています。

※国内で流通する国産・輸入品のおもちゃ花火には下記マークがあります。



▲SFマーク
(Safety Fireworks)

やけど・熱傷をしたら

やけどは、熱いお湯や油が体にかかったり、炎に触れたりすると起こります。あまり熱くないカイロなどでも、体の同じ場所に長時間あたってると低温熱傷になることがあります。

応急手当の方法

▽できるだけ早く、水道水などの清

潔な流水で患部の汚れを落とすとともに十分に冷やします。



▽衣類を着ている場合は、無理に服を脱がそうとせず衣類ごと冷やします。

▽氷やアイスパックを使って長時間冷やすと、冷えすぎてしまい、悪化することがあるので注意しましょう。

▽火事などで煙を吸ったときは、やけどだけではなく肺が傷ついている可能性があるため、医療機関に

名古屋法務局春日井支局からのお知らせ

不動産を相続したら必ず相続登記！

令和6年4月1日から、土地・建物相続したことを知った日から3年以内の相続登記が法律上の義務になりました。令和6年4月より前に相続した場合も、相続登記がされていないものは、令和9年3月31日までに手続が必要です。詳しくは、名古屋法務局ホームページ「相続・遺言に関する手続のご案内」をご覧ください。



▽登記申請については、愛知県司法

行く必要があります。

▽やけどが大きい場合は、すぐに119番通報をしましょう。

問合せ先 丹羽広域事務組合
消防本部 予防課 ☎ 95-5158

― 普通救命講習会 ―

日時 8月15日(土)

午前9時から正午

場所 丹羽消防署 扶桑出張所

申込みおよび問合せ先

丹羽消防署本署 ☎ 95-5151

大口出張所 ☎ 95-0119

書士会による「総合相談センター」(無料)で相談いただけますのでご利用ください。



▽ご自身で相続登記の申請書類を作成したい方は、登記手続案内(1回20分まで・予約制)をご利用ください。名古屋法務局ホームページでご利用方法を確認ください。

